

世界遺産暫定一覧表の見直しの動きについて

1 経緯

- 平成18年11月 世界遺産暫定一覧表追加記載に向けた提案制度により、世界遺産暫定一覧表追加資産提案書「錦帯橋と岩国の町割」を、文化庁に提出。
- 平成19年1月 文化庁の審査結果:「継続審査」⇒再提案(同年12月)
- 平成20年9月 文化庁の審査結果:「カテゴリーIa」
- 平成30年12月 「世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書 錦帯橋」を文部科学大臣へ提出。

2 世界文化遺産登録に向けての主な課題

- 緩衝地帯の再定義や適切かつ十分な保護・保全レベルを踏まえた保存・活用計画の策定など。
- 錦帯橋の顕著な普遍的価値(OUV)について、国内外専門家間の合意形成促進。
- 真実性に対する国際的な合意形成。

3 課題に対する最近の取組

- 錦帯橋の建造物としての価値に関する調査
 - 錦帯橋調査報告書の刊行(R2.3)
- 錦帯橋周辺(緩衝地帯)の保護措置
 - 文化的景観保存活用計画の策定(R3.1)
(R3.6 文化審議会が、重要文化的景観に選定するよう文部科学大臣に答申)
- 錦帯橋の保護措置
 - 名勝錦帯橋保存活用計画の策定(R3.3)
- OUVに関する研究等
 - 錦帯橋のOUVを伝える属性についての研究

4 世界遺産暫定一覧表の見直し

- これまで、「錦帯橋」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けて、政府要望などの取組を進めていたが、令和2年11月、世界遺産暫定一覧表の見直しについて、文部科学大臣が文化審議会に諮問。
 - ・国内では、23件の遺産が世界遺産一覧表に記載(うち文化遺産19件)。
 - ・暫定一覧表に掲載されている文化遺産は6件。
- 令和3年3月、文化審議会が文部科学大臣に第一次答申。

5 我が国における世界文化遺産の今後の在り方(第一次答申の概要は別紙参照)

- 第一次答申では、暫定一覧表の見直しの必要性や資産の条件、改定手続きなどが示されている。
- 今年度、文化審議会において、第一次答申を踏まえつつ、暫定一覧表の見直しの具体的な手順を定める議論を進めることとし、その上で、最終的な答申を行う予定となっている。

<主なポイント>

- 暫定一覧表改定にあたり、学術的価値に基づき検討する必要性などから公募はせず、文化審議会が暫定一覧表に追加する案件を検討。
- 暫定一覧表の見直しを検討するにあたっての観点は以下のとおり。
 - ・国際的にも価値が高い資産
 - ・持続可能な保存・活用が見込まれる資産
 - ・地域とのかかわりが深い資産
 - ・自然との共生や災害に対する対応、無形の文化遺産との結びつきなどの観点から高く評価できる文化遺産
- 暫定一覧表に記載された資産は、国の支援の下、自治体が主体的に推薦書を準備。
- 自治体に意思確認の上、一定期間活動していない暫定一覧表記載資産の削除も検討。
- 世界文化遺産を持続可能な方法で保護し、継承するためには、組織横断的な体制、地域コミュニティ(地域住民、地元企業、教育機関など多様な団体・機関)や幅広い世代の参画が不可欠。
- 世界文化遺産を活かしたまちづくりの推進においては、周辺環境の一体的な保全・形成が必要。
- 暫定一覧表の改定手続きにあたり、今後、意識調査を実施予定。

<参考>

【我が国の世界遺産(文化遺産)暫定一覧表】

名 称	記載年	備考
古都鎌倉の寺院・神社	平成4年	
彦根城	平成4年	
飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	平成19年	
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	平成21年	R3.7 登録予定
金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	平成22年	
平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群(拡張申請)	平成24年	